

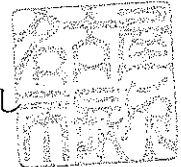
行政文書一部公開決定通知書

30 観名保第 68 号
平成 30 年 7 月 // 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年5月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 17/12/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」に関して文化庁に提出した資料 2. 17/12/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論の内容がわかるもの 3. 17/12/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論を受けて史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会に関して文化庁に提出した資料 4. 18/3/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」に関して文化庁に提出した資料 5. 18/3/26 に開催された文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会」での議論の内容がわかるもの	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 30 年 7 月 12 日 午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	1、3、4については、当該情報が公開されることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため (名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号)、非公開とします。	

備	考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481
---	---	---

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

